

令和元年度第2回鳥取県手話施策推進協議会

日 時 令和2年2月3日(月) 午前10時から正午まで
場 所 県庁特別会議室(議会棟3階)

1 開会

○司会(北川)

ただいまより、令和元年度第2回鳥取県手話施策推進協議会を開催いたします。開会にあたり、鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課長の谷より、御挨拶申し上げます。

2 あいさつ

○谷課長

第1回の前回の議論を踏まえまして、本日は、予選のあり方でありますとか、また、学校現場の取組について重点的にご議論いただければなというふうに思っております。また、この3月に委員の皆様が任期が満了となります。これからのことはまた追って話をさせていただこうと思っておりますけれども、一つの節目としまして、本日、議論を改めてお願いできればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○司会(北川)

ありがとうございました。谷課長は、本日臨時議会対応のため、ここで退席します。

○谷課長

よろしくお願いいたします。

○司会(北川)

本日、机の上に資料を配付しています。事前に配布しているものに加えまして、教育委員会の資料が2部入っております。それと、手話言語条例、手話施策推進計画を机の上に配布させていただいています。また、黄色チラシ[手話を学んでみませんか?ご案内]につきましても、後程、ご意見いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議題に入る前に、お願いがあります。発言の際にはお名前を名乗っていただき、ゆっくりと御発言願います。また、会の円滑な進行に御協力をお願いいたします。委員のほかにも、事業説明者として、鳥取県聴覚障害者協会の戸羽次長に出席をお願いしています。

それでは、議事の進行につきまして、議長は会長が務めることとなっておりますので、石橋会長に議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○石橋会長(あいさつ)

皆さん、おはようございます。令和2年になりました。今年度2回目の会議となります。会議が始まる前のご挨拶と合わせて、幾つか皆さんにお話させていただきます。まず前回

1回目の協議会の際、冒頭で皆さんにお伝えさせていただきました「難聴対策支援」について、国のほうが国会議員をはじめ、厚生労働省、文部科学省それぞれで、当事者が全く知らない間に討議が進んでいきまして、その内容というのは、手話言語を排除して、聾学校も廃止をしてというような人工内耳ありきという考え方が進んでいたといます。それをなんとか阻止をしようと動いてきました。昨年の春からそのようなことが提起され、12回招集されて、全日本ろうあ連盟の立場として、手話言語が必要である、聾学校は必要である、人工内耳を装着しても手話言語は必要であるということをお伝えしまして、最終的には、手話言語も必要で、聾学校も必要であるということになり、安堵しているところです。ただ油断ができない状況にありますから、今後も見えていく必要があると思います。

もう一つ、中国の武漢は、このような手話言語〔表現で示す〕です。武漢のお寺があるのです。日本ではこういう塔〔表現で示す〕になっているのですが、武漢では屋根のつくりが、先が反っているようなかたちがあるので、そこから手話言語の表現になったようです。新型コロナウイルスが流行しています。これも災害の一つであり、厚生労働省、それから鳥取県も窓口を設けられて、私たちきこえない者には相談できない状況※にあります。これは電話での対応になっているからです。私たちは、そこは改善を求めていきたいと思っております。※相談できる体制に見直し、支援体制を整備済。きこえない人等についてはファクシミリ相談票での相談が可能。

それから、鳥取県と徳島県において、災害時の支援体制の協定を結びました。10月15日に成立しまして、手話を広める知事の会総会を開催する前に協定を結んだところです。知事の会の総会において、台風19号で被害が出た長野県、宮城県にそういう状況を踏まえて、手話を広める知事の会の総会で皆さんに承認を得て、〔地元ろうあ協会〕協会が連携して支援を進めていくということで、11月に宮城県と長野県に、鳥取県と鳥聴協が一緒になって、相談員・手話通訳者を派遣しました。派遣をした現地で様々な課題が出てきたのですが、鳥取県に対して感謝の意を表していただいています。その中で、長野県聴覚障害者協会の事務局長から長野県民手帳が送られてきました。開けてみますと、驚きました。というのは、手話言語のイラストが入っているんですね。「ありがとう」という挨拶が組み込まれています。なるほどと思いました。鳥取県民の日は、9月12日ですね。鳥取県民手帳をくださいということでしたので送りました。長野県では県民の日は定められていないようです。ただ「長野の日」が2月7日となっているようです。それは1998年冬季オリンピック開会式の2月7日を記念したようです。このような小さな取組からでもいいですので、県民に広めていきたいと思っております。

今日は3つの議題があります。今日はよろしく願いいたします。

議事1

○石橋会長

それでは議事に入ります。今日の議事は、今年度第1回目の協議会で、委員より質問、意見をいただきました。まず、手話通訳者等の養成についてです。手話通訳者等の養成のあり方の報告をしていただきたいと思います。その前に、事務局より、手話通訳者等の養成について説明をお願いします。

○戸羽次長

鳥取県聴覚障害者協会の戸羽です。資料「手話通訳者等養成の流れ」をご覧ください。簡単に説明させていただきます。3点まとめています。

まず手話通訳者とは。通訳者は、ろう者ときこえる人との意思疎通の仲介を行う者をいいます。県民に手話を広めるといのはもちろん大事なことです。ろう者が社会生活を送る上で、専門技術を持った通訳者が非常に役割を果たしています。双方の意思疎通を図っています。

2点目、手話通訳者になるためには、どのような手順を踏んでいくか。資料に図式して載せていますが、まず黄色の枠で囲っている手話奉仕員養成研修です。これは、市町村から鳥聴協が委託を受けて、事業を行っています。テキストは、厚生労働省のカリキュラムに沿って講座を行っています。終了しましたら次は、黄色の枠の右に移りますが、こちらは鳥取県から委託を受けて事業を行っております。ステップアップ研修で、これは奉仕員養成研修の入門編、基礎編を受講されて、改めて深く学習するというか学習し直すといいますが復習するというものです。こちらを終了すると、手話言語技術認定試験があります。これは、手話奉仕員に登録するための試験で、合格されると、手話通訳者養成の講座を受講することができます。それから手話技術認定試験、これは全国にはなくて鳥取県独自の事業で行っています。そして、手話通訳者養成研修の通訳Ⅰ、通訳Ⅱ、Ⅲを受講します。これも厚生労働省のカリキュラムに沿って講座を行っています。通訳Ⅲまで終了しましたら、次は全国统一試験があります。これは12月第1土曜日に全国一斉に実施されます。こちらに合格されると、今度は手話通訳者の登録をしていただくこととなります。そのような流れになっています。入門から通訳者養成試験合格までの間を計算しますと約5年かかります。養成研修には、長い時間がかかります。資料には5年間の細かい流れが出ています。なかなか5年間継続した受講というのが難しいので、その期間を短縮できないかということで、県のほうと相談をしているところです。

次に、手話通訳者等派遣制度について説明します。団体派遣と個人派遣とそれぞれございまして、団体派遣の実施主体は県、個人派遣のほうは市町村となっております。団体派遣については、平成29年・30年と比べてほぼ横ばい。それに比べて個人派遣は年々、件数は増加している状況です。手話言語条例が制定されて、社会の状況も変わりつつあります。きこえない人の積極的な社会参加が増えている背景があって、件数増加につながっていると思います。また、高齢のきこえない方も増えていらっしゃると思いますので、介護制度の利用増といった背景もあって増加をしております。昔は、きこえない方が通訳を頼まれるということもなかったですね。ですので、手話通訳を頼む方が増えられたという状況があります。今後も増加していただろうと見込んでおります。そういった状況の中で、対応できる手話通訳者の数は、若干増えつつはあるのですが、通訳依頼の需要が高まっているので、稼働率が高くなって、一人当たりの手話通訳者の負担というのが増大しております。そのためにも健康面でも心配をしているところでもあります。手話通訳者を早急に増やしていくということが喫緊の課題となっております。

次に前回出た意見について回答させていただきたいと思います。手話奉仕員養成に関して、ご意見いただきました。指導者はきこえない指導者が当たっています。なにか受講者

が質問したいと思ってもなかなか質問できない現状にあるようです。こういう学習をしましょうということに取り組んでいるのですが、なかなか受講者に十分届いていない、うまく噛み合っていないというのが現状です。東・中・西にそれぞれきこえない当事者の講師団があります。いただいた意見を講師団のほうに出向いて話をしました。受講者の意見、気持ちをそれぞれ講師団のほうに伝えていきます。それできこえる講師とろう講師がペアになって指導に当たる体制を今後設けて、きこえる者がサポートする。受講者が気持ち良くモチベーションを維持しながら、受講できる環境づくりが必要でないかなということで検討を進めています。7月29日、東・中・西の講師団の代表者の方に夜集まっていたいただきまして、人材養成検討委員会を行いまして協議しました。ろう講師は、ろう者だけで指導に当たりたいという気持ちを持っているろう講師も中にはいます。ですけども受講者からの意見・受講者の気持ち、それらを伝えて、なかなか質問できないという現状を伝えました。すると、ろう講師は「そういうことがあったんだ。」と驚かれたということで、協議を行った結果きこえる者ときこえない者がペアで指導に当たるということになりました。きこえる講師とろう講師がペアで動くのですが、きこえる講師が先頭に立ってしまうということが絶対あってはならないですね。ろう講師の手話を目で見ていただくという考え方には変わりがなく、それをベースにして指導に当たりたいという、ろう講師の強い要望があります。先々ろう講師ときこえる講師を含めて、指導に当たる前に十分打ち合わせをして講座を運営していくことが大事だということを確認しています。ペアを進めるための体制づくりを今進めているところです。来年の10月に入門編がスタートしますので、それに間に合うように今準備を進めております。

今皆さんにお配りしている資料の中にもありますが、こちらの入門編の黄色のチラシ、こちらは改訂したものです。以前のものは堅いというご意見がありましたので、皆さん見て分かりやすいように改善を加えたものを今は活用しています。これを配布しています。もし、皆さんの中で黄色のチラシを見ていただいて、「こうしたほうがいい」というようなご意見がありましたら、教えていただくとありがたいです。それからこちらの黄色のチラシは、入門編の講習会の案内になります。案内を見ていただいて、「ちょっと受けてみようかな」という興味を感じていただけるような黄色のチラシ、案内をつくりましたが、なにか皆様よりご意見があれば、いただくとありがたいです。

○石橋会長

説明ありがとうございました。今、戸羽次長から説明及び第1回目の課題について、検討状況を話していただきました。前回の議事録があるかと思えます。14頁の下に、私から、7月までにそれぞれの講師団で議論してその結果を返してもらったところです。次に、来年度10月から始まる入門編からきこえる補助員を付けていくという説明がありました。それについて、何か意見、質問がありましたら、お願いします。

○藤井委員

戸羽次長から説明がありました入門と基礎編には、今後きこえる講師ときこえない講師がペアになるというご説明がありましたが、いま石橋会長からあったのは補助員という言葉

い方でした。講師と補助員では大きく立場が違うと思うのですが、どちらが本当なんでしょうか。

○石橋会長

補助員というのは、前回の会議の言い方をそのまま使用したので、私の申し上げたのは6月時点のことですので、新しい肩書きは戸羽次長から補足はありますでしょうか。

○戸羽次長

きこえない講師にきこえる補助員の方が付くというかたちで進めたいと思っています。

○石橋会長

きこえる講師じゃなくて、きこえる補助員ですね。それについて理由を教えてくださいませんか？

○戸羽次長

きこえない講師の手話を受講生が見て覚えていただく。見ていただくというのがメインであるということと、補助講師は、受講者が質問したり、分からないときに、分からないだろうと判断して、通訳をしてサポートするというかたちです。分かっているなという状況であれば、通訳はせずに、ろう講師のみの指導というかたちです。ですので、それぞれの連携については、また講師団会議で学習したり、また共有したりして講座を始めたいと思っています。初めてですので、なかなかうまくいかないところもあろうかと思いますが、きこえない講師ときこえる補助員ということでやっていきたいと思っています。

○藤井委員

ありがとうございました。私も前回意見を言わせていただいたのですが、スタッフとしての方が何人か受講生の間を歩いていらっしゃるのですが、その状況ではなかなか理解できないだろうと思ったので、きこえるスタッフを入れてほしいという意見を出しました。今の戸羽次長のご説明で納得できました。そのような立場できこえる人も中に入ったほうがいいのかなあと、私も思います。あくまでも、ろう講師の手話を尊重するという面では、やっぱり講師はろう者がいいのかなあと私も思います。

○国広委員

詳しい説明ありがとうございました。これで説明させていただきます。ここに「養成講座指導に当たっての留意点」ということで、4項目書いてあります。「聴覚障がいの講師と聴覚障がいのない講師は対等かつ平等の立場であることを認識し、お互いの能力が十分発揮できるような役割分担が重要である」と書いてあるのです。この指導書は講師全員がきちんとすべて読みこなして、自分の立場はなんなのかということ指導していらっしゃる今日に至っていると思います。そうすると、この留意点というのは、果して講師をされる方は、十分承知した上でのことでしょうか。承知をした上だと、先程のような言葉は

出てこないのではないかと私は思っております。ただ、地域によっては少しずつ変えてもかまわないということは、この指導書には載っています。何かする場合には、全国同じように進めるということで、このカリキュラムはでき、テキストができました。ですから、そのところをどんなふうに講師団は理解していらっしゃるのかということをお聞きしたいと思います。

地域で開催する講座であることについて、「受講者中心の楽しい講座運営を心がけることが大切である」ということも掲げてあります。つまり、講師が手話を使ってやるということが大変重要なことだと思うのですが、受講者がそこで意見が言えない、質問ができない、あるいは質問をしても的確な回答が講師からないと思うと、ほんとに楽しい講座とか、やってみようという励みになる内容の講師の言葉が発せられているのかどうか。それが受講者に届いているのか、その辺のところの検証をなされた上での講師の意見のまとめということで、お出しになったのかどうか。

講師が一方向的に教えるだけの講習ではなく、受講者が積極的自発的に参加できる運営をすることにより、学習効果を高めることができる。そういうところも頭に入れて講師の方がおられるのか。あるいは今後もそれをやっていこうとして、今年の10月から入門がスタートする。そこにきっちりこの指導書の内容が、取り入れられてやるお気持ちがあるのかどうか、ということをお聞かせいただきたいと思っております。

○戸羽次長

国広さん、ご意見は大変重要なことだと思っております。講師団は東・中・西3カ所にありますけれども、それぞれの圏域で講師団会議を行っております。その中で、講師の担当の調整だとか、教え方だとか、意見交換だったりとか、受講者の反応がどうだったとか、そういうことの情報共有を行ったりとか、指導の仕方の確認等も行っています。そして1年に1回、手話通訳者奉仕員の指導者研修会も開催しております。指導の仕方を学んだり、指導案があるのですが、そちらの作り方の研修をするとか、そういうことを行っています。受講者の気持ちですとか、意見というところが、講師に伝わりきれていないところがどうしてもあるようです。きこえない講師が受講者の思いをすべて汲み取るということがなかなかしにくい。受講者の気持ちとか思いを講師団に伝えました。それについて、ろう講師は非常に驚いていた。きちんと教えていたつもりだったが受講者はそういう気持ちだったのだということで大変驚いていました。それが正直なところですが、それで講師の質ということも課題だろうと思っております。これまでいろいろ工夫をして、やってきたわけですが、受講者の気持ちも考えながら、それは当たっていかないといけない。これまでのやり方できていたのですが、なかなかその辺りがしきれてなかったんだと思っております。今回いろいろなご意見をいただいたということは、これは大変いいことだと思っておりますし、講師の皆さんについても、これまでの教え方では良くなかったのかもしれないというような気づき、また、モチベーションにもつながるだろうと思っております。講師も日々担当が変わっていきますので、その辺りも講師団会議で話をしていますので、指導書に適した指導が大切だと思っております。初心に戻って受講者が気持ち良くモチベーションを保ちながら学べる講習会にできればと思っておりますので今後ともよろしくお願いいたします。

○石橋会長

ありがとうございます。私から補足ですが、厚生労働省のカリキュラムが作られたのが平成 10 年。それまでは昭和 45 年から始まったのが、手話奉仕員養成。平成 10 年に手話通訳者養成、手話奉仕員養成それぞれカリキュラムができました。カリキュラムは、きこえる講師、きこえない講師が対等でなければいけないということは、もちろんそうなのですが、必ずそうでなければいけないということでもないですね。ある程度柔軟にという考え方もあり、時代も変わってきました。なかなかきこえない講師だけでは支障があるということで、きこえる講師もですが、全国手話研修センターが、実施をしている連続講座があります。そこに代表講師が行って、他の講師に伝達をしています。それはきこえない講師だけ出るんですね。きこえる講師も伝達講習にいかないといけないと思うのです。その伝達講習を受けることもなく、いきなり講師というのは難しいのではないかと、段階的な段階を経てから、対等な立場として、指導に当たったほうがいいのではないかとということです。

○国広委員

石橋会長は、このテキスト作業部会の委員でいらっしゃいましたから、その辺りの詳しい方だと思います。やはりきこえる講師は講師として、養成の場に立つとすると、それなりの技術・知識は必要なのは当然のことです。今まで連続講座（研修）にろう講師しか行ってないというのは意外でした。そこ（研修）にはろう講師ときこえる講師がペアでいて、お互いの立場を学んで帰ってきておられると思っていました。鳥取県はそうではなかったんだなあと。でも、同じ場に立つ以上は、補助というのは、受講者は全く関係がないですよ。この人は補助の人です、なんて分からない。そうすると対等・平等というのが、指導者側は補助員と言っていたとしても、受講者側から見ると、来ている方はみんな講師だと思います。それはいろいろな説明の場で整理できるとは思いますが、やはりきこえる講師も力を持っている人は、力を持っているからこそ講師に今まで鳥聴協が選んだのだと思うんです。そうすると、その人たちにやはり力量をつけるということも必要ですので、対等・平等であるということで、そういうふうな考え方を持って、きこえる講師を選び、その人たちにしっかりと講師として出来る力量を付けてもらうということも、必要になると思います。また、人が足りないということをよくおっしゃいますが、本当に沢山のの人に打診をして出来るか出来ないかお聞きになったのかどうか。ろうの人、きこえる人、どういふ人選なのか、私は分かりません。

○石橋会長

ありがとうございます。戸羽次長何か補足はありますか。

○戸羽次長

ろう講師ときこえる補助員、このペアという考え方、ときどき補助員を講師にという意見もあります。それは今のところは保留にしたいと思っています。きこえる補助員、はじめからペアで両方が講師という役割ではなく、全部講座できちんと勉強していただき講師

団会議にも入っていただき、もちろん補助員も入っていただき研鑽を積んでいただく。そして先々、ろう講師、きこえる講師として相互に対等ということ、今協議しています。今年 10 月からきこえる補助員を付けるというところからスタートして発展的に、それから講師という形を目指していきたいと思っています。

○石橋会長

きこえる補助員に関してのほか、ご意見はいかがでしょうか。

○国広委員

今論議しているのは養成講座の関係なので、ほかの委員の方には分かりにくいところがあるかと思いますが、自らが手話講座で受講する立場なんです。そのとき自分は手話を知らない。そこで、ろうの人の手話を見て、今何ページの何のことを話されている。そこが分からない。受講者自身から質問をして、聞きたい。そのときに筆談でしようと思われるのか、あるいはそこにきこえる講師がいたとしたら、そのきこえる講師を経由して質問、あるいはなんらかの方法で聞きたい。そういう場面想定をして、他の委員の方のご意見をいただきたいというふうに思っておりますが、会長いかがでしょうか。

○石橋会長

分かりました。国広委員からのご意見に関して、皆さんいかがでしょうか。委員の皆さんは、受講者になっていただいて、情報保障がないという状況で、ろう講師から講座を学ぶ。そういうことを想定していただいて、そのときの気持ちというのはどうでしょうか。

○山本委員（鳥取市）

私も手話奉仕員講座を受けさせていただきまして、その時間全部いたわけではないのですが、最初のガイダンスに参加しました。先程、国広委員からありましたけれども、全く発言等もできずに、ろう講師の方だけで、シーンとした全くしゃべることができない状態で、ずっと受講者の方にとっては発言がすぐにはできない、自分の聞きたいことがすぐに発言できないというのは、非常に苦痛といいますか、そういうふうに感じておられるのではないかと思います。

○石橋会長

ありがとうございました。ほか皆さん、いかがでしょうか。

○下田委員

先程、国広委員さんのお話を聞きながら、同じことをイメージしていました。自分が手話奉仕員の講習会を受けるとなったときに、ここに入門編では、「手話言語で自己紹介」ということですが、中には初めて手話を知る、学ぶ、スタートの方もいらっしゃるわけですね。その人が受講するときに、ろう講師の手話の講義で分からないときには、どうしたらいいだろうかと自分は思いました。授業を止めるわけにはいかない。授業の雰囲気をご

わしてもいけない。そしたら自分は、ひょっとしたら疑問が一杯あっても、黙ったままで終わってしまうのではないかなあ。そこにきこえる講師がいらっしやったら、手を挙げて「今のところは？」と聞けるのではないかなと思います。だから、きこえる講師ときこえない講師、今はきこえない講師ときこえる補助員ではなくて、受ける側にとってはどちらも先生・講師だと思うんです。それから、たぶん補助員だからといって、講習会そのものについてのいろんな意見等を言われたい方はないとは思いますが、やはり二人の講師ということにして、講習会の後の検証とか、次をどうしたらよいかという話し合いとか、対等な立場で話ができるようにしたほうがいいのではないかなあと、聞いていて思いました。

○石橋会長

ご意見いただきありがとうございます。ほか、皆さんいかがでしょうか。今年 10 月から、きこえる方とろうの方が一緒になって講座を運営するという方向が既に決まっておりますので、実際のそれに向けた準備を進めていただけたところだと思います。また、状況を見て課題が出ればまた協議を進めていきたいと思えます。

では 2 点目、先程説明の中にありました、こちらの入門編の黄色のチラシについて、こちらは、講習会は初回にオリエンテーションを行います。そのときの説明概要で、こちらの黄色いチラシが受講を希望する方々を募集する案内チラシであります。こちらについて、皆さん、ご意見、質問とかいかがでしょうか。

○藤井委員

気軽な思いで、きこえない人とちょっとお話ができるようになったらいいなとみたいな気持ちで入った人が、このチラシを見たときに、「自分の最終目的は、もしかしたら手話通訳者に登録することか」と思われたいかなと危惧しております。こういう流れもありますよという説明もあるかとは思いますが、もっと気軽に学びたいなという人には重たい内容になっているのかなと思いますが、どうでしょうか。

○石橋会長

ありがとうございます。ほか、皆さんのほうからご意見いかがでしょうか。

○国広委員

黄色のチラシについてなんですが、1 回何時間が分かれば参加しやすいと思えます。

○石橋会長

ほか、皆さんの中で、ご意見いかがでしょうか。

○尾田委員

確認ですけれども、この黄色のチラシについて、前もってこれは配布されていますよね。こちらの A 4 のチラシは、開講日初日に配るものですか？また別の日に配られるものですか？（「はい、そうです」の声。）

○石橋会長

この黄色のチラシは、市町村の事業名として、手話奉仕員養成講習会というもので、これは事業名としてありますので、手話奉仕員という言葉をあえて使わないといけないのだろうか。そこをあえて柔軟な方法で学びやすい言葉で、手話講習会とか、実態としては「手話講習会」という事業名ですが、そういう意味で尾田委員は言ったのではないのでしょうか。ちょっと硬いじゃないかというイメージを含めてですね。

○尾田委員

そうです。

○石橋会長

それ以外にご意見いかがでしょうか。

○国広委員

この受講内容のところで、中身が分かりやすいように、基礎知識とか、生活とかの講義はこの時間帯にするというふうに書いておいたほうがいいと思います。情報を具体的に入れることによって、受講しようという人たちはいると思います。情報は入れたほうがいいと思います。

○石井（日本財団）

一つ質問をします。基本的なことが自分には分かってないのかもしれませんが、チラシを見ていて、先程からのご意見を聞いていて、ちょっと分からなくなったのは、手話奉仕員になるだけで私はいいいという人も歓迎するのか、それとも手話奉仕員になるというのはいくまでも途中の過程で手話登録者になっていただくのかということが、なんとなく分かりにくい。この紙の入門編と基礎編が終わったところで、手話通訳者を目指すということがもう一つ書いてあるのですが、この時点で手話通訳者になるということを決めていない人でも、講座を受けていいのか、なんとなく分かりにくいなという気がしました。

○石橋会長

ご質問ありがとうございました。では回答をお願いします。

○戸羽次長

手話奉仕員養成について、「手話をちょっとやってみようかな」という方、そのための講座なのですが、勉強していただく中で、今鳥取県の手話通訳者の数が少ないというところで、まずは手話を学ぶ人を増やしたい。皆さんに「手話通訳者を目指されませんか」というような気持ちも込めて作っています。手話通訳者になるためにはどういう流れを経ていただくかということをおのこのように図式化したものなのですが、手話通訳者を目指したいと最初から思っておられる方については、ステップアップ講座からスタートしていますの

で、「そこまでは目指さない。私は手話奉仕員ぐらいでいい。手話サークルで活動したい」という方は、このステップアップ講座はいかれなくて、入門編・基礎編のところ、という考え方をしています。ただ、手話通訳者が少ないという現状がありますので、そこは養成講習の中で「手話通訳者目指しませんか」というような促しもしていきたいというふうに思っています。あえて固いイメージをつくってしまったのかなと事務局として、その辺り反省して、今後は学びやすい講習会になるように改善していきたいと思っています。

○石橋会長

よろしいでしょうか。

○石井（日本財団）

自分がよく分かっていなかったのですが、よく分かりました。この中でいうと、流れだけを見ていますと、手話奉仕員養成講習会が終われば手話奉仕員に登録できるというのが、普通はそういうふうに理解されると思うのですが、手話奉仕員養成講習会を受けて、今度は手話通訳者養成講習会のステップアップ講座 15 回というのを受けないと手話奉仕員に進めれないというような、そういう仕組みになっているということでしょうか。

○石橋会長

戸羽次長のほうから説明をお願いします。

○戸羽次長

おっしゃるとおりですが、まずは、手話通訳派遣の現状で先程お伝えしたとおり、登録手話通訳者が不足しております。手話通訳者の登録者だけではなかなか派遣に追いつかない、対応しきれないところがありまして、手話奉仕員に登録された方にも実は稼働していただいています。入門・基礎を受講されて次に手話奉仕員登録になるかどうかについて、そこで可能かどうか判断しかねるのですが、やはりある程度手話技術の活動ができるという方に手話奉仕員登録をしていただいで、通訳活動をしていただきたいと思っています。となると、ステップアップ講座、これは手話通訳者を指す人、こちらのステップアップ講座ではじめて入門・基礎で学ばれた内容を復習していただきます。その後で、手話言語技術認定試験を受けて合格していただければ、手話奉仕員登録をして稼働していただけるといことになります。補足があれば、石橋会長をお願いします。

○石橋会長

質問にお答えがありましたが、今の事業を改めて説明させてください。手話奉仕員養成事業というのは、市町村の事業になります。それは手話奉仕員ということです。ステップアップ講座以降については、県の事業になります。県の事業といえば手話通訳者養成事業になりますので、そうなれば、ステップアップ講座も手話通訳者養成というのを考えないといけないことになります。ステップアップは手話通訳者養成のためのステップアップということです。手話通訳者、手話奉仕員の登録関係は県が管理をしています。市町村は、登録管理は担当していません。戸羽次長が説明したように、手話奉仕員に登録をすれば、

手話通訳活動ができるのかというのは、実際には難しいんですね。たとえば、鳥取県の身体障がい者福祉協会主催のスポーツ大会で、通訳者が舞台に立って通訳をするのではなくて、受付とか、選手の招集、競技の簡単なフォローといいますか、手話言語で各競技のルールの説明とか、そういうところを対応していただくというところは、手話奉仕員に動いていただく場合もあります。そういう段階を経ていただいて、手話通訳者Ⅰを受講することになります。本来でしたら、ステップアップ講座の狙いというのは、ろう者と1対1で、手話言語で会話ができるという、市町村事業に合致するのではないかなと思っているんですが、現状では県の事業でして運営をしてもらっています。石井様、よろしいでしょうか。

○石井（日本財団）

概ね、両方に対応するために、こういうふうなかたちになっているんだということを理解しました。ありがとうございました。

○石橋会長

分かりやすいチラシづくりをしていきたいと思います。また今後、ご意見いただきますよう、お願いいたします。では、手話通訳者等養成のことについては終了としまして、次の議題に入りたいと思います。

議事2

○石橋会長

では続いて、同じく、第1回目の協議会で、教育委員会が取り組まれている、小中学校に手話普及支援員を派遣している事業について、質問、意見をいただきました。事務局に説明をお願いしたいと思います。

○山本課長（特別支援教育課）

そうしますと先程の次のページ、「学校における手話の普及について」というのをご覧いただければと思います。手話コーディネーターまたは手話普及支援員など専門性の確保ということで、前回ご指摘をいただいたことと理解しております。もう1枚めくっていただきまして、カラーのものがあると思います。その下を見ていただければと思います。まず学校のほうから手話コーディネーターのほうに、「学校で手話の授業を行いたいのので、手話普及支援員を派遣してほしい」という依頼がありますが、その前に実は、学校で手話の授業をしたいんだけど、どういう内容で、どのようなものをすればよいかというのが、まず一番大きな課題となります。ですので、まず学校のほうから手話普及コーディネーターのほうに連絡がありますが、そのときに先程言いましたようなことで紹介があります。手話普及コーディネーターにつきましては、小学校の管理職であった方と特別支援学校の管理職であった方の2名になっていただいています。学校の授業の内容が分かりませんと、どうしても学校の決められたカリキュラムがありますので、それにどうあてはめていくかということが一番まず重要になって参りますので、そこを教員のOBと学校関係者が話し合っていくということになります。そこで学校が思っている内容と手話の内容、そ

れとあと子どもさんが喜ぶような内容というのを含めていくということになりますので、どうしても学校の先生の OB というのが必要になって参ります。ここで一番重要になりますのが、手話の内容というよりかは、授業をどのようにして組み立てていくかということが一番に重要になって参ります。その後、内容が決まりましたら、手話普及支援員さんのほうに連絡をとっていきますが、手話普及支援員さんは 90 名登録していただいているのですけれども、ほかに用務を持っておられますので、なかなかこの方がいいと思って連絡をしましても、すぐには「いいですよ」ということにはなりませんので、何人か電話をかけさせていただいて決定をするということになります。

そのあと先程いいました、学校とどのような授業形態にしたいということで、簡単な内容を説明して了解を得た上で、当日ちょっと早目に来ていただいて打ち合わせをするということになります。そのときに、学校とコーディネーターと手話普及支援員の 3 者が集まって打ち合わせをするということになります。手話普及支援員は、手話言語を当然よくご存じなので、手話普及コーディネーターが授業をするということは基本的にはないのですが、手話普及支援員がお忙しくて集まらない場合については、手話普及コーディネーターも一緒に授業を参観するというようになっております。

それで実際授業を始めますが、小学校 1 年から中学校 3 年までが中心になると思いますが、学年によっては授業の内容とか大きく変わって参りますので、そこを見極めてよく分かっている方が調整をするということになって参りますので、現在手話普及コーディネーターについてはどちらかという、手話の内容というよりかその学校の状況または学年の状況、お子さんの状況を踏まえてまず学校と調整を行うというのが重要になってくるかなと考えております。

それともう一つ、これまで何年かやっているのですが、まだやっていない学校もありますし、やったとしても 1 回か 2 回というところも沢山ありまして、まだまだ慣れていないところもありますので、そのコーディネーターが、いろいろと授業の提案をさせていただくということが多く聞いております。このような状況でありますので、手話の専門性、コーディネーターについては、手話の専門性というよりか大変申し訳ないのですけれども、まだまだ授業のほうの内容を理解して学校に、どのような手話の授業をやっていけばいいかということを伝えていくということが中心かなというふうに考えております。

今後、学校・教員はある程度手話の内容をどのようにすればよいかということが分かっていくようになれば、徐々に手話コーディネーターにつきましても、手話の内容を理解した者の専門性を高めていきたいなと今考えているところでございます。

前のページに戻っていただければと思います。先程申しましたとおりで、学校からの依頼を受けて、昨年度は 98 校に対しまして約千名のコーディネーターを送り込んでおりまして、サポートをしております。学校ですけれども、手話学習をしたくても何をしたらよいか分からない。まだまだ学校のほうが、手話学習について専門性がないので、ある程度のは分かると思いますが、子どもたちに分かってもらい楽しく手話を学んでいただくための工夫がまだまだ分からないということで、そういう声が上がってきております。コーディネーターなり、また手話普及支援員の専門性の確保につきましては、毎年度情報交換会を実施しております。今年度は来月・3月に予定をしたいと思っております。

課題といたしましては、仕事を持っておられますので、なかなか参加人数が確保できなくて、特定の方しかこられなくて、その方しか状況が分からないということで、ご指摘のとおり専門性が上がってない面があるかなというふうには考えております。

3番の参考までとして、教材の活用状況につきましては、小学校はある程度進んできているとは思っていますが、中学校につきましては、まだまだで、これは高校入試とかがあって、時間がなかなか取れなくて、高校入試のほうにやっているのかなと思いますが、徐々に増えてきておりますので、今後取組が広がっていくようこれからも取り組んでいきたいなと思っております。

○石橋会長

ありがとうございました。今の説明で質問はありますか。

○藤井委員

前日も意見を言わせていただいたと思うのですが、実は私も支援員に登録をしております、実際に学校にいった経験も何度かあります。そのとき思うのが、コーディネーターが事前に資料を作ってくださいなのですが、パワーポイントの内容も確定していて、「こういうことをします」ということで、事前に打ち合わせをして、現場にいった現場で初めて他の支援員ともお会いして、内容を確認できればいいのかな、くらいです。他の支援員は、こんな経験をしたという話を聞いたのですが、現場で初めて会った人で、ほんとの簡単な手話もまだおぼろで、「この手話、こういうふうにしたらいいよね」というのを打ち合わせのときに聞かれたと。募集のときに興味のある方とか、サークル活動でもいいです、みたいな募集のしかたでしたので、手話習得レベルを聞かれてはいませんし、いろんな方はいらっしゃると思いますが、そういう方も一緒に、ろうの方も一緒だったら、必ずろうの方の読み取りをしないといけないわけです。すごい技術がいることで、ろうの方の手話はとても個性豊かな手話をされますので、なかなか読み取りは難しい。地域の方がいいとかいう先生がおられますし、日中来られるというと、高齢のろうの方となるのは仕方ないかなあとは思いますが、コーディネートは大変だろうなと思います。ですので、もうちょっとなんとか、せつかく、ろうのコーディネーターは、聾学校に在籍しておられますので、ということはろう学校の先生に相談ができるのではないかと。ろうの先生もいらっしゃるし、きこえる先生もいらっしゃる。実際に幼・小・中・高を教えている先生がいらっしゃるの、きこえる学校にいったら、どんな内容を教えてあげたらいいのかという相談ができると思います。そういう相談は今までされているのでしょうかねえ。資料をいただく度に思うのですが、どこの学校にいてもほとんど変わらない内容で、それを基本にされているのだろうなとは思いますが、ほんとに、こういうのを入れたら？とか、外してもいいのではないかと、毎回コーディネーターに話すのですが、あまり変わらない。年に1回の会があるというのですが、私は仕事の関係でいけないことがあって、内容もよくつかめてないのですが、コーディネーターの状況はどうでしょうか。

○石橋会長

ありがとうございました。では、説明をお願いします。

○山本課長（特別支援教育課）

コーディネーターには、先程の話は伝えて、対応したいと思います。高齢のろう者の方って、大変子どもに人気がありまして、話ができると非常に子どもたちも喜ぶ。いろいろと声をかけたり、手話で声をかけたり挨拶をしたりとかで、大変人気がありますので、それを踏まえて見直していきたいなと思いますし、そういうことがあったということで、コーディネーターの方のほうにも伝えたいと思いますし、聾学校のほうにも伝えていきたいと思います。

○北川（事務局）

先程、藤井委員から話がありましたけれども、ときどき、ろう者の方が同席される際の読み取り通訳のことがあるようですが、特別支援教育課で、手話普及支援員 90 名の登録というのは、なにかしら資格というか、どういうことを条件に登録ができるかというのをここでお示ししておいたほうがよいと考えます。国広委員や藤井委員も、学校現場に行かれて、初めてお会いする方も中にはおられるかもしれません。派遣する方の資格等について、少し説明、補足をしていただけたらありがたいと思います。

○山本課長（特別教育支援課）

確かに、手話普及支援員について資格というのは決めておりません。ある程度、自分が腕に自信のある方が登録していると思います。それで、ろうの方と今はそこを、意識をして、それなりのできる方を派遣しているつもりなんですけども、確認をしてみたいと思います。

○尾田委員

コーディネーターは、現場に行くということもあるということですか。

○山本課長（特別支援教育課）

あります。

○尾田委員

手話普及支援員のコーディネーターの方に一度お会いしたことがあります。手話言語で大丈夫だと思って、私が話をした後、なかなか読み取っていただけなかったようです。手話ができるという前提で会話をしますから、なかなか読み取っていただけなかったので、読み取れない方が現場に行くのは大丈夫かなと、今話を聞いて不安になりました。

○山本課長（特別支援教育課）

手話普及支援員が足りないときに、手話普及コーディネーターの方に入っていただくと

ということが、それこそ補助ですね、入っていただくということはあるかなあというふうに思っております。

○国広委員

尾田委員の心配は分かります。私も藤井委員と同じで手話普及支援員として、行っています。学校の反応はどうだったのか。つまり学校側が「こういうことをしてほしい」と依頼をされた。そのときに派遣した人が、本当にニーズに合った支援の内容だったのかと思います。それとコーディネートの役割、先程山本特別支援教育課長から説明がありましたこの図式のとおりだと思うのですが、学校の要請の内容と、問題は支援員の実力です。力量とのマッチングが適切だったのか。それに対して藤井委員はとてもいいことをおっしゃいましたが、聾学校にコーディネーターはいらっしゃいますよね。相談ができればいいマッチングができるのではないかと感じました。それと学校側にあまり大きな負担を強いるのは無理だと思いますので、その辺のところをコーディネーターがうまく学校側と相談をしながら、支援員を派遣する。それがいい関係を保てれば、手話普及支援員というのをもっともっと活用できます。募集要項に、誰でもいいですよということだったので、私も「あ、誰でもいいんだ」と登録をしました。ただ、現実に始めてみますと、いろいろ問題が出てきます。私も学校に行って「あれ？」というのがありました。それは他の支援者もあると思います。ただその声がコーディネーターに届いていない。きめ細かくやっていったほうが子どもたちにとっては、手話を覚えてくれる。5年後・10年後には、「手話は小さいときに習ったから話せるよ。」と、そういう関係づくりもスムーズにいくと思います。手話普及支援員の質を忘れないでください、ということと、コーディネーターの役割として、手話普及支援員のことを知ったほうがいいと思いました。

○石橋会長

ありがとうございました。今、いただいたご意見について、皆さまいかがでしょうか。

○山本（特別支援教育課）

この事業まだまだ不十分なところ、たくさんあると思いますので、今後いろいろよくしていきたいなと思いますし、言われたとおりでして、やはり鳥取県は、手話が親しみを持てるようにしていきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議事3

○石橋会長

続いて、手話ハンドブックの活用についてですが、前回「ハンドブックが、小学校のときにもらったが、ずっと活用されずに眠っている。これ捨ててもいいのか」ということで、質問がありました。手話ハンドブックの活用について、説明をお願いします。

○山本課長（特別支援教育課）

石橋会長の言われたとおりで、ときどき4月になりますと、中学校のほうから、丸々小

学校から冊子がきてないのですが、どうしようかという声を聞いておりますので、それについては毎年、ちゃんと持ってきてください、ということをお小学校のほうには伝えてはいるつもりですけれども、現場まで届いていない。そういう事例があります。その場合につきましては、ホームページからダウンロードできますので、それで作ってくださいということで、学校には伝えております。

先程の資料の「学校における手話の普及について」というものをもう一度見ていただければと思います。先程も少し説明をしましたがけれども、教材の活用状況についてということで載せております。ハンドブックの活用状況も含めて書いています。その中で、AKASHI（あかし）というのがありまして、中学校で4分の1、高校で3分の1という状況に今なっています。なかなか普及は進んでいない状況です。ある高等学校では、大変良いということで毎年これを使って勉強していただける学校も出てきていますので、いろいろな取組を広げていきたいなと思っています。

○石橋会長

ありがとうございました。皆さんのほうからご意見いかがですか。

○国広委員

それに関連してですけども、「AKASHIをした」というのは、学校の先生がされたのですか？

○山本課長（特別支援教育課）

学校がどのような状況かというのは細かくは調べていないのですが、聞いている範囲では、ビデオを見たりして、先生が話されたり、または手話の分かる方がこられて説明をしていただいたりとかいうかたちで、されているというふうにはお聞きしております。

○石橋会長

そのほか、いかがですか。

私から一ついいでしょうか。中学校と高校向けに、新しく作った教材「AKASHI」（あかし）の評価とか感想といった情報が聞こえてこないんですけど、現場ではいかがですか。

○山本課長（特支援教育課）

先程の資料の学校における手話の普及についてというものをもう一度見ていただければと思います。先程も少し説明をいたしましたけれども、3番の教材の活用状況についてということで載せております。ハンドブックの状況も含めて書いています。その中にAKASHI（あかし）というのがありまして、中学校で約4分の1、高校で3分の1という状況に今なっています。なかなか普及が進んでいない状況です。ここも力を入れていきたいなと思っていますが、ある高等学校では、大変良いということで毎年これを使って勉強していただける学校も出てきておりますので、このような取組を今後も育てていきたいなとい

うふうに思っております。

○石橋会長

ありがとうございました。ほか、皆さんのほうからご意見がありましたら、お願いします。

○国広委員

4分の1程度は教材としてということですが、AKASHI（あかし）を使って教えていらっしゃる方はどんな方なんですか。手話普及支援員でしょうか。それとも学校の先生がその教材を使っていらっしゃるのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○山本課長（特別支援教育課）

学校でどのような状況かというのは細かくは調べてないんですけども、聞いている範囲ではビデオを見たりして先生がやられたりとか、または手話の分かる方がこられて説明をさせていただいたりだとか、いろいろなかたちでされているとは聞いています。

○石橋会長

いかがですか？

○国広委員

議題にありませんが、手話バッジの普及はどうなっていますか。

○北川（事務局）

平成30年の8月現在ですが、300程度という認識でおります。全通研であったり県サ連であったり、鳥取県聴覚障害者協会、それから鳥取聾学校の窓口のほうで配布しておりますが、鳥取県庁にもありますが、県庁からお渡しした人は0（ゼロ）です。さっき国広委員からお話がありましたけれど、実際、町歩いて見て、あいサポートバッジを付けていらっしゃる方は見かけることも増えましたが、手話バッジを付けていらっしゃる方は実際見たことは私ありません。それはちょっと残念だなと思います。

実際、手話通訳をされている方たちに尋ねたことがあります、「困っている人は見ただいたい分かるので、わざわざバッジを付けなくてもいい」ということでした。また、「どちらかという、付けることを忘れてしまったり、外すのを忘れてしまったりしているから、家においでいる」という意見が多かったように記憶しています。

○石橋会長

ありがとうございました。鳥取県のあいサポート運動という知名度が上がり、全国各地に普及をしていったところですが、他県から質問がありました。手話バッジをいただけませんかという問合せを受けたこともあります。実際県外で、あいサポートと手話バッジの両方を作られたところは調べたところではありません。鳥取県だけが作られています。他

から「もらえないか」ということを言われることがあるんですが、県のほうはいかがですか？鳥取県外の方には配らないというお答えをしているんですが。

○北川（事務局）

同様のお問合せをいただいております。直接、私が聞いたのは、とくに埼玉、千葉辺りから問合せが多かったです。あと一方的にはありますけれど、大阪府在住の方が、切手代を送られてきました。内容は、「これに入れて送ってください」という問合せがあったのですが、丁重にお断りをさせていただいております。理由としましては、あいサポート運動に絡めてバッジを作ったというところもあるのですが、お問合せいただいた人がどういう方なのかということも分からないままにお渡しすることはできないなというふうに思っております。普及に関して全くしていないというわけではなくて、引き続き、講習会の場所や外出される際に、「皆さん、バッジを付けて歩いてね」と伝えたいと思いません。今後も、社会参加が進んで行くよう努めたいと考えております。

○石橋会長

ほかご意見いかがでしょうか。では、事務局から連絡いかがでしょうか。

○北川（事務局）

報告といいますか、お願いがあります。1点目ですけれど、挨拶で谷課長からもありましたが、今日の委員会の皆様の任期につきましては、令和2年3月28日までになっております。今回が最後となります。大変お世話になりました。

それから一つお願いがありまして、本日どういう展開になるか分かりませんでしたので準備はしていないんですが、皆様には手話施策計画の見直しということで、協議をお願いしてきたところです。今月中ぐらいに皆さん宛てに、今お配りさせていただいている「手話施策計画」をどういうふうに改善したらいいかというところを実際に赤ペンを入れていただきたいなあというふうに思っております。春休みの宿題のような形で、皆様にご協力いただければなあというふうに思っております。また、その回答をしていただきましたことに関しましては、次のステージの皆様にはボタンをタッチして、これまでの意見について、こういう意見で、次の委員の皆様には報告した上で、引き続き意見交換をしていただくというふうに考えております。手話施策に関するお話はこの2点でございます。

それから、報告です。

先週1月31日に手話パフォーマンス甲子園の実行委員会が開催されました。その中で来年度、令和2年度の開催日が決定いたしました。9月27日（日曜日）に倉吉市の未来中心を中心に開催を計画しております。

それからもう一点目ですが、全日本ろうあ連盟が70周年を迎えるということで、それを記念いたしまして、映画の制作をされました。「咲む」と書いて「えむ」という映画です。現在、編集中と聞いていますが、来年4月末に試写会、6月には全国で公開をされるというふうに伺っています。実際鳥取県内において、撮影を行いました。

また完成の折には、ご案内したいと存じます。

○石橋会長

では、令和元年度第2回鳥取県手話施策推進協議会を閉会とします。皆様のご協力に感謝申し上げます。引き続き皆様のご協力をよろしくお願いします。本日はありがとうございました。